

## 鶴見国際交流ラウンジ運営事業実施要綱

制定 平成 21 年 4 月 21 日 鶴地振第 125 号

最近改正 平成 27 年 9 月 18 日 鶴地振第 772 号

### (目的)

第 1 条 この事業は、横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針（平成 18 年 4 月 1 日 都市経営局国際政策課制定）に基づき、外国人市民に対して、身近な場で日常生活を中心とする様々な情報を提供するとともに相談に応じる等の支援を通して、外国人市民との共生を図ることを目的として実施する。

### (実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は鶴見区役所とする。

### (事業)

第 3 条 鶴見国際交流ラウンジ（以下「ラウンジ」という。）は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1)外国人市民に対する情報提供
- (2)外国人市民の相談対応
- (3)情報収集・整理
- (4)人材育成
- (5)外国人市民との交流
- (6)各種教室の実施
- (7)その他

### (対象者)

第 4 条 事業の対象者は、鶴見区内に在住、在勤、在学又は滞在する外国人市民及び外国人市民への支援活動や交流活動を行う日本人とする。

### (業務の委託)

第 5 条 ラウンジの業務は、鶴見区長が選定した団体に委託する。

### (実施場所)

第 6 条 事業は原則としてラウンジ（横浜市鶴見区鶴見中央一丁目 3 1 番 2 号）で行う。事業の実施に必要な場合は、ラウンジ外で行うことができる。

2 第 3 条各号に掲げる事業を行うため、ラウンジに次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) 情報・相談コーナー
- (2) 研修室 1
- (3) 研修室 2
- (4) 研修室 3

### (開館時間)

第 7 条 ラウンジの開館時間は、平日及び土曜日の午前 9 時から午後 9 時まで並びに日曜日及祝日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 月 1 回の施設点検日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで及びその他休館が必要と区長が判断した日は、休館とする。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、ラウンジの事業に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 27 年 9 月 18 日から施行する。